

大子町緊急銃猟実施マニュアルの概要

近年、クマやイノシシ等の危険鳥獣が人の生活圏に侵入し、人身被害が多発している状況を踏まえ、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の改正により、新たに緊急銃猟制度が創設されました。

大子町緊急銃猟実施マニュアルは、国が定める「緊急銃猟ガイドライン」に基づき、町が実施する緊急銃猟について、その円滑かつ安全な実施並びに地域住民等の生命・身体及び財産の保護を図ることを目的として策定したものです。

◆実施マニュアルの掲載内容

1. はじめに

- (1) 緊急銃猟制度の概要
- (2) 本マニュアルの位置付け
- (3) 用語の定義

2. クマ等出没時の対応

- (1) 通報時の対応
- (2) 緊急銃猟に関する計画の調整
- (3) 茨城県に対する応援の要請
- (4) 安全を確保するための措置の実施・銃猟の準備
- (5) 緊急銃猟に係る条件の確認
- (6) 緊急銃猟の外部への委託
- (7) 緊急銃猟のための土地への立入等
- (8) 原状回復、安全を確保する措置の解除
- (9) 損失補償手続

3. 役割分担と対応者、指揮命令系統

- (1) 緊急銃猟を実施する際の役割分担及び対応者
- (2) 指揮命令系統

4. 緊急銃猟の実施に備えた平時における事前準備

- (1) 必要な人員・関係者の協力体制の確保
- (2) 関係機関との連携体制
- (3) 机上及び実地訓練・研修等の実施
- (4) 備品の確保と管理
- (5) 保険の加入

5. その他

緊急銃猟制度は、以下の4つの条件を満たした場合に、町長の判断により、銃器を使用した捕獲等が可能になるものです。

1. 人の日常生活圏への侵入があること。
2. 人への危害を防止する措置が緊急に必要であること。
3. 銃猟以外の方法ではクマ等の捕獲等が困難であること。
4. 銃猟によって人の生命身体に危害が及ぶおそれがないこと。

安全確保措置が実施されているイメージ



〇国の緊急銃猟ガイドラインに基づき、実施の判断基準、実施体制、関係機関との役割分担及び安全確保措置等をマニュアルに掲載